

座間市立公民館文化祭等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会の連帯感の醸成、文化活動の振興、社会教育活動の推進のため、文化祭及び子ども祭（以下「文化祭等」という。）の実施団体に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象文化祭等)

第2条 補助対象となる文化祭等の目的は、次のとおりとする。

- (1) 文化祭 座間市立公民館を活動拠点とする団体の活動発表及び地域交流の場として開催する。
- (2) 子ども祭 地域の子どもの仲間作りと世代間交流の場として開催する。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、文化祭等の開催のために設立された次の社会教育関係団体とする。

- (1) 座間市公民館まつり実行委員会
- (2) 北地区文化祭実行委員会
- (3) 東地区文化センター文化祭実行委員会
- (4) 座間市公民館子ども夏まつり実行委員会
- (5) いちにち子どもランド実行委員会
- (6) 東地区文化センター子ども祭実行委員会

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象団体が実施する文化祭等の活動経費のうち模擬店運営経費を除いた活動費とする。

(補助額)

第4条 補助額は、補助対象経費の10分の10以内とする。

(交付の要望)

第5条 規則第5条第1項ただし書の規定に基づき、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(申請書の提出)

第6条 規則第7条1項第4号に規定するその他市長が認める書類は、団体に関する調書（別記様式）とする。

(書類の提出部数)

第7条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。